

三木市「聞こえの啓発講座」実施にあたって

目的:障害者総合支援法第三章第七十七条七をもとに、市民の皆さんに中途失聴・難聴についての理解を深め、筆談の方法・要約筆記についても知っていただくための啓発講座を開催しています。

内容:三木市「聞こえの啓発講座」カリキュラムに沿って、聞こえにくいてどんなこと・聞こえにくさで困ること・文字で伝えるコミュニケーション方法などを学んでいただきます。

講師:三木市「聞こえの啓発講座」登録講師が担当します。

基本的に、難聴講師1名、健聴講師2名、講師補助1名の4名で担当します。
(受講者の人数などによっては増減があります)

時間:1～2時間程度

対象:市民

申込方法:開催申込書にて、団体で申し込みください。

講師の調整に時間を要しますので、2か月前までに障がい福祉課までお願いします。

※講師派遣等に伴う費用負担はありません。

<ご準備いただくもの>

※当日の内容によってご準備いただく物は変わってきます。

必要な機材で、もしご準備できないものがあれば事前にご連絡ください。

- ・スクリーン(パワーポイントを投影します)
- ・ホワイトボード(黒板)
- ・電源(延長コード)
- ・パソコン(パワーポイントが入っているもの・USBメモリがさせるもの)
- ・プロジェクター

<打合せについて>

・打合せが必要な場合があります。

日程については、後日連絡させていただきます。